

資 料 編

主な個別計画一覧

策定体制

名寄市総合計画策定審議会の主な審議経過

名寄市総合計画策定審議会の開催・活動経過

名寄市総合計画（第2次）の策定について諮問・答申

名寄市総合計画策定審議会委員名簿

アンケートなどによる市民要望

名寄市総合計画策定審議会条例

名寄市総合計画策定審議会条例施行規則

名寄市総合計画策定委員会規程

資料編

主な個別計画一覧表

総合計画 基本目標	個別計画 計画の名称	策定年度	計画期間		策定に関する法令条例等	計画の目的等
			自	至		
基本目標Ⅰ 市民と行政との協働によるまちづくり (市民参画・健全財政)	名寄市男女共同参画推進計画	平成19年度	平成20年度	平成28年度	男女共同参画社会基本法 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	男女共同参画社会の実現のために意識の改革、あらゆる分野への男女共同参画の促進、働きやすい環境づくり、健康づくりと福祉の充実などの基本目標・基本方針を定め、各種施策の展開を図り男女共同参画を推進していくことを目的とする。
	新・名寄市行財政改革推進計画	平成28年度	平成29年度	平成38年度	—	行財政改革の基本的な考え方、推進事項や項目と具体的方策、個別課題の推進計画などを定め、簡素で効率的な行政運営と健全な財政運営を図り、持続的で強固な行財政基盤を確立することを目的とする。
	名寄市公共施設等総合管理計画	平成27年度	平成28年度	平成47年度	—	厳しい財政状況が続く中、人口減少、高齢化社会を迎えており、全ての公共施設等を維持・更新していくことは困難な状況になっていることから、本市においても中長期的な視点から、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的かつ効率的に実施することを目的とする。
基本目標Ⅱ 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり (保健・医療・福祉)	名寄市第6期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画	平成26年度	平成27年度	平成29年度	老人福祉法 介護保険法	高齢者の社会参加の促進、高齢者等が必要とする保健医療福祉サービスの提供体制の確保、支え合う地域社会づくりの推進、介護サービス等の質の確保など高齢者施策の基本目標及び基本的方針を定め、目標実現のため各種施策の展開を図り高齢者が自立した日常生活を営むことを支援することを目的とする。
	名寄市子ども・子育て支援事業計画	平成26年度	平成27年度	平成31年度	子ども・子育て支援法	子ども一人ひとりが本来もっている育つ力を伸ばしながら、健やかな育ちを等しく保障するため、幼児教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保など、子育て支援に関する施策の基本的方向を示し、住民をはじめ、幼児教育・保育施設、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、計画的に施策や事業を推進することを目的とする。
	名寄市健康増進計画 健康なよる21(第2次)	平成24年度	平成25年度	平成34年度	健康増進法	全ての市民が生涯を通じて安心して、健やかに暮らせるよう、生活習慣病の発症及び重症化を予防し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指すことを目的とする。
	第2次名寄市障がい者福祉計画	平成19年度	平成20年度	平成29年度	障害者基本法	障がいや障がい者に対する理解の促進、ライフステージに応じた施策の推進、住みよいまちづくりの推進を図るため総合的・計画的に施策や事業を推進することを目的とする。
	第4期名寄市障がい福祉実施計画	平成26年度	平成27年度	平成29年度	障害者総合支援法	名寄市障がい者福祉計画に基づき障がい福祉サービスの提供方策や提供体制を計画的に整備・推進することを目的とする。

総合計画 基本目標	個別計画 計画の名称	策定年度	計画期間		策定に関する法令条例等	計画の目的等
			自	至		
	第2期名寄市地域福祉計画	平成28年度	平成29年度	平成33年度	社会福祉法	総合計画に即して福祉分野の個別計画の共通理念や地域福祉を推進するための基本方針及び施策(福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、住民参加の促進など)を総合的に推進することを目的とする。
	新名寄市病院事業改革プラン	平成28年度	平成28年度	平成32年度	新公立病院改革ガイドライン	ガイドラインに沿って、地域医療構想を踏まえた病院が果たす役割の明確化、経営の効率化に向けた収支計画の作成、再編・ネットワーク化への対応、経営形態の見直しに関する方針を示し、健全な事業運営を目的とする。

総合計画 基本目標	個別計画 計画の名称	策定年度	計画期間		策定に関する法令条例等	計画の目的等
			自	至		
基本目標Ⅲ 自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり(環境生活・都市基盤)	名寄市地域防災計画	平成18年度	-	-	災害対策基本法 名寄市防災会議条例	災害対策基本法の規定に基づき、名寄市防災会議が作成する計画で、災害予防、災害応急対策、災害復旧等の災害対策を実施するに当たって必要な事項を定め、本市防災の万全を期することを目的とする。
	名寄市交通安全計画	平成28年度	平成28年度	平成32年度	交通安全対策基本法	人命尊重を基本に名寄市の陸上における交通安全対策の総合的・長期的施策の大綱を定め、施策の総合的・計画的な推進を目的とする。
	一般廃棄物処理広域化基本計画(ごみ処理基本計画)(生活排水処理基本計画)	平成24年度	平成25年度	平成39年度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ごみの排出抑制、リサイクルの推進、適正処理の確保のため、長期的視野に立ったごみ処理の基本計画を広域市町村で策定し、その計画的な推進を図る。
	名寄市空家等対策計画	平成28年度	平成28年度	平成32年度	空家等対策の推進に関する特別措置法	所有者などへの空家等の利活用の促進、適正管理を促す啓発活動、情報提供や助言をする相談窓口の体制整備等、空家等対策の推進を目的とする。
	名寄市上水道事業第2期拡張計画	平成7年度	平成7年度	平成35年度	水道法	1. 給水区域の拡張に伴う配水管網などの水道施設の拡充を図る。 2. サンプルダム事業に参画し、今後の安定した水量の供給を図る。
	名寄市公共下水道事業基本計画	平成28年度	平成29年度	平成38年度	下水道法	1. 管渠及び下水処理場の施設整備 2. 下水汚泥の有効利用促進 3. 経営の健全化と効率的な維持管理
	名寄市生活排水処理基本計画(個別排水処理施設整備事業)	平成24年度	平成25年度	平成39年度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	農村部の生活環境の改善と公共水域の水質汚濁防止対策
	名寄市住宅マスタープラン(見直し)	平成29年度	平成30年度	平成39年度	北海道住生活基本計画	住宅政策の目標、基本的な方向、具体的な展開方向などを示し、住宅施策を総合的、計画的に推進することを目的とする。
	名寄都市計画マスタープラン	平成18～平成19年度	平成19年度	平成38年度	都市計画法	1. 住民参加による都市の将来像の具体的明示 2. 市町村の定める都市計画の指針

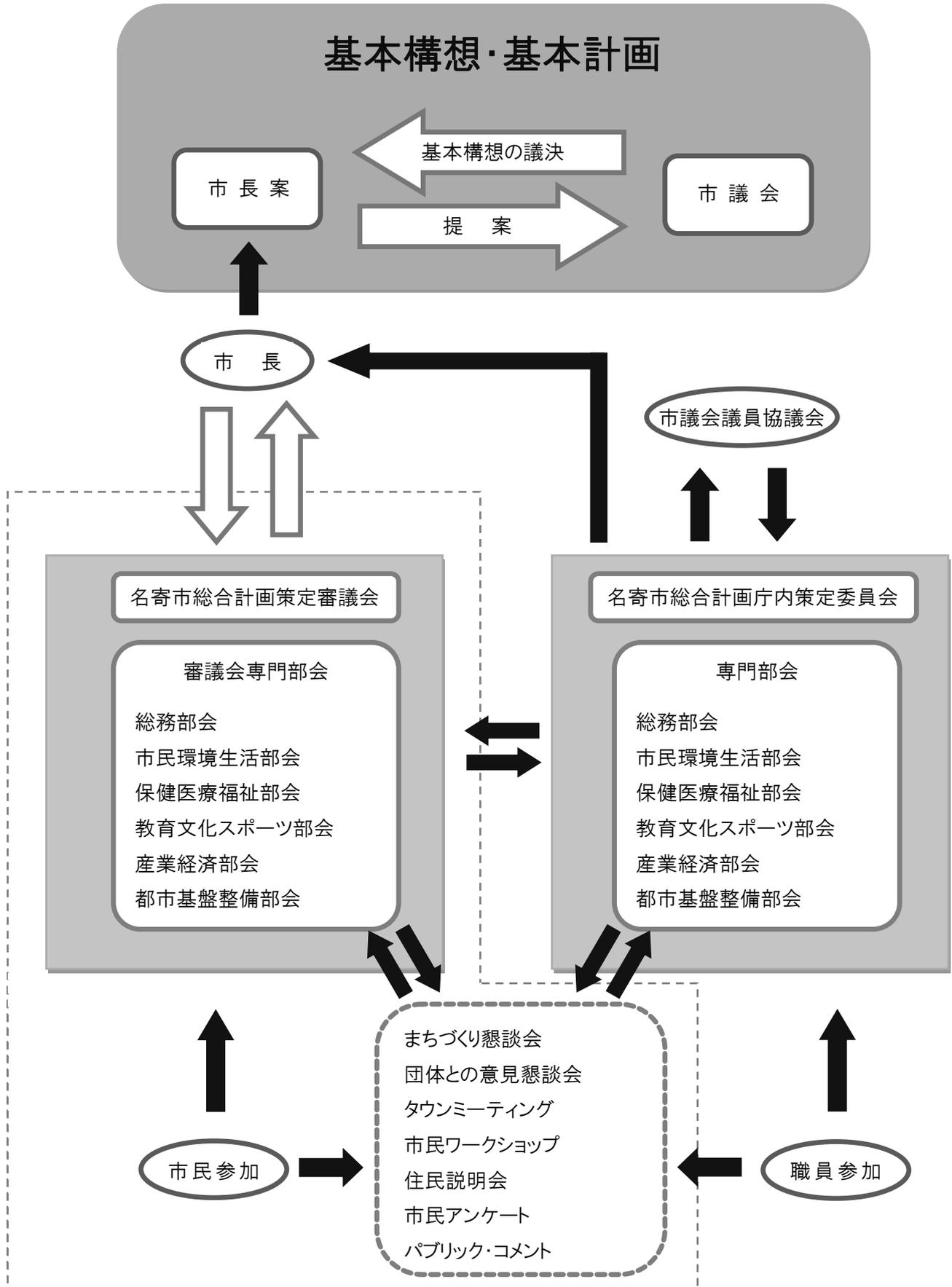
資料編

総合計画 基本目標	個別計画 計画の名称	策定年度	計画期間		策定に関する法令条例等	計画の目的等
			自	至		
基本目標Ⅳ 地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり (産業振興)	第2次名寄市農業・農村振興計画	平成28年度	平成29年度	平成38年度	名寄市農業農村振興条例 名寄市農業農村振興条例施行規則	農業・農村を取り巻く情勢の変化に対応していくため、今後の農業・農村の目指す姿(計画の目標)を定め、それを実現するために必要な施策を策定する。
	名寄市農業振興地域整備計画(見直し)	平成23年度	—	—	農業振興地域の整備に関する法律	自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に必要な施策を計画的に推進するため措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与する。
	名寄市森林整備計画	平成24年度	平成25年度	平成34年度	森林法	民有林(国有林を除く)の整備に関する基本方針を定めているもので、地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得て、林業関係者と一体となって関連施策を講ずることにより、造林から皆伐までの森林施業の基準を示すことを目的とする。
	名寄市観光振興計画	平成23年度	平成24年度	平成33年度	—	魅力ある地域資源を活用し、地域と住民が主体となった交流人口の拡大に向けた観光振興を図るため、4つの戦略目標を掲げ、効果的な事業を推進し地域活性化を図ることを目的とする
基本目標Ⅴ 生きる力と豊かな文化を育むまちづくり (教育・文化・スポーツ)	名寄市小中学校適正配置計画	平成19年度	平成20年度	平成29年度	—	児童生徒数の減少に対応し、良好な教育環境を確保するための小中学校の適正な配置について計画的に推進することを目的とする。
	名寄市立小中学校施設整備計画	平成23年度	平成23年度	平成29年度	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	「小中学校適正配置計画」と連動して、昭和56年以前に建築された校舎・体育館等の耐震化及び老朽校舎等の改築・改修等の整備を行う。
	名寄市社会教育中期計画	平成24年度	平成25年度	平成29年度	—	市民の自発的意思に基づく社会教育活動を奨励、助長する。 生涯学習社会を実現するため、市民の要望する学習環境の整備・機会の充実など、社会教育行政が進めるべき役割を明らかにし、市民との協働によるまちづくりを進めていくことを目的とする。
	第3次名寄市子どもの読書活動推進計画	平成28年度	平成29年度	平成33年度	子どもの読書活動推進に関する法律	子どもがいつでもどこでも自主的に読書活動が行えるよう、子どもの成長に応じた読書のきっかけづくりや読書活動の習慣づけを図るとともに、読書を通じて生きる力を育むことを目的とする。
	名寄市食育推進計画	平成24年度	平成25年度	平成29年度	食育基本法	食育の推進を通じて心身の健康増進と豊かな人間形成を図るため、基本理念や目標、基本的施策の展開などを定め、家庭や学校・保育所等、生産者、企業など食に関わるあらゆる関係機関・団体等が連携し食育を総合的・計画的に推進することを目的とする。

その他総合計画に関連する計画

総合計画 基本目標	個別計画 計画の名称	策定年度	計画期間		策定に関する法令条例等	計画の目的等
			自	至		
	名寄市国民保護計画	平成18年度	-	-	国民保護法 名寄市国民保護協議会条例	国民保護法の規定に基づいて武力攻撃事態等における市民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するために必要な事項を定める。

策定体制



名寄市総合計画策定審議会の主な審議経過

開催月日	会議等の名称	内容
平成27年 5月19日	市長との意見懇談会	移住・定住分野
平成27年 5月22日	〃	文化・スポーツ・合宿分野
平成27年 6月 1日	〃	商工・建設分野
平成27年 6月17日	〃	移住・定住分野
平成27年 6月18日	〃	市立大学生
平成27年 6月19日	〃	農業・林業分野
平成27年 7月13日	〃	子育て分野
平成27年10月 5日	第1回 庁内策定委員会	
平成27年10月30日	市民アンケート（11月号広報全戸配布）	H27.10.30～H27.11.27
平成27年11月11日	市長との意見懇談会	福祉・教育分野
平成27年11月30日	第1回 市民ワークショップ	
平成27年12月11日	第2回 庁内策定委員会	
平成27年12月14日	第2回 市民ワークショップ	
平成27年12月18日	第1回 名寄市総合計画策定審議会	<ul style="list-style-type: none"> ▶審議会委員の委嘱 ▶正副会長の選出 ▶市長からの諮問 ▶その他
〃	第1回 市民生活環境部会	<ul style="list-style-type: none"> ▶正副部会長の選出 ▶今後のスケジュールの確認
〃	第1回 保健医療福祉部会	〃
〃	第1回 都市基盤整備部会	〃
〃	第1回 産業経済部会	〃
〃	第1回 教育文化スポーツ部会	〃
平成27年12月22日	タウンミーティング（名寄地区）	基調講演：ロス・フィンドレー氏、中山哲郎氏
平成28年 1月28日	第2回 名寄市総合計画策定審議会	▶総合計画の策定に向けた基本的考え方
〃	第2回 市民生活環境部会	▶新名寄市総合計画の取組状況と課題
〃	第2回 保健医療福祉部会	〃
〃	第2回 都市基盤整備部会	〃
〃	第2回 産業経済部会	〃
〃	第2回 教育文化スポーツ部会	〃
平成28年 2月 9日	第3回 産業経済部会	〃
平成28年 2月18日	第3回 教育文化スポーツ部会	〃
平成28年 2月24日	タウンミーティング（風連地区）	基調講演：石井吉春氏
平成28年 2月25日	第1回 総務部会	▶新名寄市総合計画の取組状況と課題
平成28年 2月26日	第3回 都市基盤整備部会	▶計画（素案）について
平成28年 3月15日	市議会議員協議会	

平成28年 3月17日	第3回 市民生活環境部会	▶計画（素案）について
〃	第3回 保健医療福祉部会	〃
平成28年 3月23日	第2回 総務部会	〃
平成28年 3月28日	第4回 都市基盤整備部会	〃
平成28年 4月19日	第3回 総務部会	〃
平成28年 4月25日	第4回 産業経済部会	〃
平成28年 4月26日	第4回 総務部会	〃
平成28年 5月 9日	第4回 教育文化スポーツ部会	〃
平成28年 5月11日	第5回 産業経済部会	〃
平成28年 5月16日	第5回 総務部会	〃
平成28年 5月27日	第3回 庁内策定委員会	
平成28年 6月 3日	市議会議員協議会	
平成28年 6月 6日	第6回 産業経済部会	▶計画（素案）について
平成28年 6月15日	第5回 都市基盤整備部会	〃
平成28年 6月21日	第4回 庁内策定委員会	
平成28年 6月22日	第6回 総務部会	▶計画（素案）について
平成28年 6月27日	第7回 総務部会	〃
平成28年 7月 7日	第8回 総務部会	〃
平成28年 7月11日	第5回 庁内策定委員会	
平成28年 7月12日	第9回 総務部会	▶答申（素案）について
平成28年 7月19日	第3回 名寄市総合計画策定審議会	▶答申（素案）について
平成28年 7月22日	市長への答申	
平成28年 8月 4日	第6回 庁内策定委員会	
平成28年 8月12日	市議会議員協議会	
平成28年 8月16日	パブリック・コメントにより意見募集開始	
平成28年 8月30日	住民説明会	風連会場
平成28年 9月 1日	〃	名寄会場
平成28年 9月14日	パブリック・コメントにより意見募集終了	
平成28年 9月20日	第7回 庁内策定委員会	
平成28年 9月29日	市議会議会提案	
〃	市議会議員協議会	
平成28年10月11日	市議会集中審議開始	
平成28年10月13日	市議会集中審議終了	
平成28年10月26日～	まちづくり懇談会 合計9会場で開催	10/26・27・31 11/1・10・17・21・24・25
平成28年11月30日	市議会議員協議会	
平成28年12月13日	市議会議員協議会	

名寄市総合計画策定審議会の開催・活動経過

(1) 平成 27 年 12 月 18 日 第1回名寄市総合計画策定審議会

・委員の委嘱 52 名

(2) 平成 28 年 1 月 28 日 第2回名寄市総合計画策定審議会

・総合計画策定に向けた基本的な考え方について

(3) 平成 28 年 7 月 19 日 第3回名寄市総合計画策定審議会

・名寄市総合計画(第2次)基本構想・基本計画(案)について

・答申案について

(4) 各専門部会の開催状況

専門部会	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回
市民生活環境部会	12月18日	1月28日	3月17日						
保健医療福祉部会	12月18日	1月28日	3月17日						
都市基盤整備部会	12月18日	1月28日	2月26日	3月28日	6月15日				
産業経済部会	12月18日	1月28日	2月9日	4月25日	5月11日	6月6日			
教育文化スポーツ部会	12月18日	1月28日	2月18日	5月9日					
総務部会	2月25日	3月23日	4月19日	4月26日	5月16日	6月22日	6月27日	7月7日	7月12日

市民懇談会等の開催経過

(1) 「市長との意見懇談会」の実施

実施期間 平成 27 年 5 月 19 日～11 月 11 日 (8 回)

参加団体 移住・定住分野 9 名 (5 月 19 日 名寄市役所名寄庁舎)
 文化・スポーツ・合宿分野 10 名 (5 月 22 日 名寄市役所名寄庁舎)
 商工・建設分野 11 名 (6 月 1 日 名寄市役所名寄庁舎)
 移住・定住分野 6 名 (6 月 17 日 よろ一な)
 名寄市立大学生 18 名 (6 月 18 日 名寄市立大学)
 農業・林業分野 9 名 (6 月 19 日 名寄市役所風連庁舎)
 子育て分野 7 名 (7 月 13 日 名寄市民文化センター)
 福祉・教育分野 10 名 (11 月 11 日 よろ一な)

(2) 「市民ワークショップ」の実施

実施日 平成27年11月30日、平成27年12月14日

実施会場 よろーな

参加総数 106人

(3) 「タウンミーティング」の実施

実施日 平成27年12月22日、平成28年2月24日

実施会場 名寄市民文化センター、ふうれん地域交流センター

参加総数 210人

(4) 「まちづくり懇談会」の実施

実施期間 平成28年10月26日～11月25日(9回)

実施会場 名寄地区5会場、風連地区4会場

参加総数 161人

(5) 「パブリック・コメント」の実施

実施期間 平成28年8月16日～9月14日(30日間)

件数 64件

名企企第 104 号

平成 27 年 12 月 18 日

名寄市総合計画策定審議会会長 様

名寄市長 加藤 剛士

新名寄市総合計画（第 2 次）の策定について（諮問）

本市は、旧風連町・旧名寄市の合併後最初の総合計画として平成 19 年 3 月に「新名寄市総合計画（第 1 次）」を策定し、「自然の恵みが人と地域を育み 市民みんなで創る 心豊かな北のまち・名寄」の実現を目指して、まちづくりを進めてきていますが、この計画の期間が平成 28 年度をもって終了します。

また、本市においては、市民主体のまちづくりの実現を目的とした名寄市自治基本条例（平成 22 年条例第 1 号）において、行政運営の基本の一つとして総合計画の策定が義務付けられています。

これらのことから、本市が目指すべき新たなまちの将来像や目標を定め、その実現に向けて、市民と市が連携し、力を合わせながらまちづくりを進めていくための行動指針となる第 2 次の総合計画の策定にあたり、名寄市総合計画策定審議会条例（平成 18 年条例第 225 号）第 2 条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

平成 28 年 7 月 22 日

名寄市長 加藤 剛士 様

名寄市総合計画策定審議会

会長 長内 和明

新名寄市総合計画（第 2 次）について（答申）

平成 27 年 12 月 18 日付け名企企第 104 号により諮問を受けた新名寄市総合計画（第 2 次）について、名寄市総合計画策定審議会条例（平成 18 年条例第 225 号）第 2 条の規定により、別紙のとおり答申します。

記

別紙

- 1 答申書
- 2 新名寄市総合計画（第 2 次）基本構想・基本計画

答 申

本審議会では、平成 27 年 12 月 18 日に「名寄市総合計画（第 2 次）（以下「総合計画」という。）」について、名寄市長から諮問を受け、審議を行ってきました。

審議の経過につきましては「総務部会」、「保健医療福祉部会」、「市民生活環境部会」、「都市基盤整備部会」、「産業経済部会」及び「教育文化スポーツ部会」の 6 つの専門部会を設け、それぞれ専門的な見地や市民としての観点から活発に審議を進め、総務部会での調整及び策定審議会における確認など、合わせて 33 回の会議を重ねてきました。

審議にあたっては、総合計画が平成 29 年度から 38 年度までの 10 カ年の計画であり、新名寄市総合計画（第 1 次）の点検、情勢等の変化に伴う諸課題への対応を基本として、総合戦略との整合性も考慮し、「市民と行政との連携・協力によるまちづくり」、「保健・医療・福祉の連携と自立と共生の地域社会づくり」、「安全安心で暮らしやすい居住環境づくり」「地域の特性を活かしたにぎわいと活力づくり」「個性ある教育・文化・スポーツの環境づくり」の五つの視点で審議を進め、わかりやすさと実効性ある計画づくりを目指し、別紙のとおり「名寄市総合計画（第 2 次）」をまとめましたので答申いたします。

なお、本市を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化や人口減少が進む中で、地域産業・経済の低迷、情報化社会の進展、近年多発している自然災害など、その変化のスピードは以前にも増して速まっています。

また、厳しい財政状況の下にあつて、複雑・多様化する市民ニーズや公共施設・土地利用のあり方、地方分権や地方創生の推進などに対応するためには、官民連携、政策間・地域間連携を強化するとともに、地域コミュニティの醸成により地域の自主性及び自立性を高めていくことが必要です。

このことから、今後の市政運営においては、市民と行政との協働はもちろん、近隣・交流自治体や民間団体を含めた連携により絆を深めるとともに、地域の特色を活かした「利雪親雪」の理念や、コンパクトシティ化を進めるなど、まちに誇りや愛着を持ち、住み続けたいと思える持続可能なまちづくりに取り組むことを望みます。

また、進行管理における不断の点検と見直しをとおして、本答申の着実な実行と総合計画基本構想に掲げる将来像「自然の恵みと財産を活かし まち みんなでつくり育む 未来を拓く都市・名寄」の実現へ向け、一層の取り組みを望みます。

以上

名寄市総合計画策定審議会委員名簿

○各部会委員

任期:平成27年12月18日～平成28年7月22日

委員名	総務部会	市民生活環境	保健医療福祉	教育文化スポーツ	産業経済	都市基盤整備
長内 和明	審議会会長					○
中尾 公一	審議会副会長					副副会長
白井 慶子	審議会副会長			○		
姉崎 久志	○		副副会長			
石王 和行			○			
石垣 久子					○	
石川 貴彦				○		
泉谷 真由美		○				
伊東亜希子	○	副副会長				
稲場 英紀	○		副副会長			
今井 利憲					○	
梅野 新	○	部会長				
扇谷 茂幸	○				部会長	
大沼 広明					○	
大野 洋子						○
大平 和典		○				
荻野 大助		○				
奥山 省一						○
忍 正人			○			
尾針真智子			○			
上口 里美					○	
工藤 慶太						○
熊谷 守	○			部会長		
佐久間秀智			○			
猿谷 繁明		○				
清水 亮						○
清水 功裕					○	
白木 薫						○
高儀日出男				○		
高木 信行	○					
田中 英彰	○				副副会長	
寺尾 導子	○					
土肥 哲哉				○		
中尾 公一						○
中尾 朋子			○			
中館 孝彰						○
中村 幸尚		○				
西村 陽子			○			
野間井照之					○	
長谷川 良雄		○				
濱谷 則之		○				
早川 正一	○			副副会長		
東 真佐恵				○		
東野 秀樹	○				副副会長	
深井 康邦	○		部会長			
松前 衛	○					部会長
三澤久美子	○					副副会長
三谷 正治			○			
宮崎 敬市					○	
宮澤 好輝	○			副副会長		
室 資祁子				○		
山上 瞳	○	副副会長				
若槻 五郎				○		

アンケートなどによる市民要望

I 調査の概要

(1)調査目的

市民満足度の把握とまちづくりへの意見を求め、名寄市総合計画(第2次)の策定の基礎資料とするため、アンケートを実施しました。

(2)調査時期

平成 27 年 10 月 30 日～平成 27 年 11 月 27 日

(3)調査方法

名寄市広報 11 月号と併せ別冊としてアンケート用紙を全戸配布し、返信用封筒により回収を行いました。

(4)回答数

回答数 584件

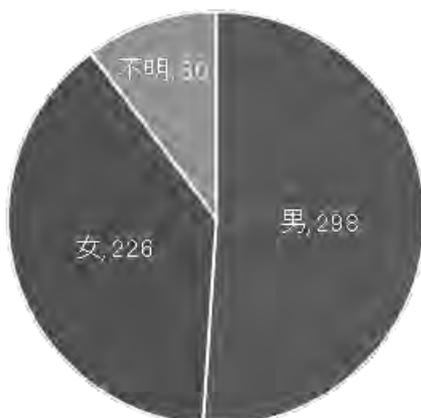
【年齢階層別】

回答年齢階層	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	不明	計
回答者数(人)	1 (0.2%)	15 (2.6%)	50 (8.5%)	56 (9.6%)	62 (10.6%)	174 (29.8%)	202 (34.6%)	24 (4.1%)	584

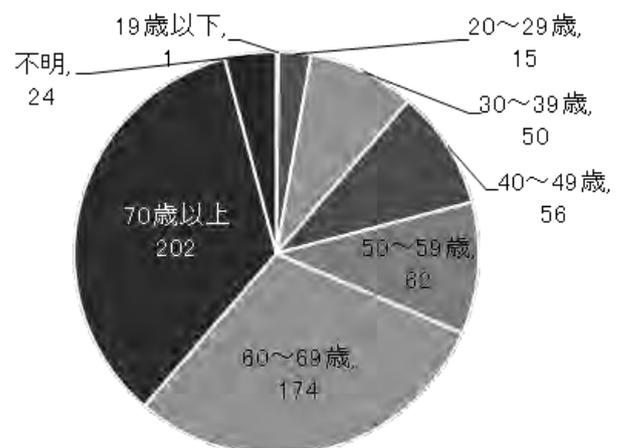
【居住地別】

居住地別	件数
名寄地区	446 (76.4%)
風連地区	70 (12.0%)
智恵文地区	7 (1.2%)
無回答	61 (10.4%)
計	584

男女別



年代別



Ⅱ 集計結果

(1) 調査項目

自然環境や生活基盤、福祉、教育など各分野にわたる 24 項目と、「総合的な市の現状」計 25 項目を設定し、項目ごとに「満足」、「やや満足」、「どちらともいえない」、「やや不満」、「不満」の 5 段階評価としました。

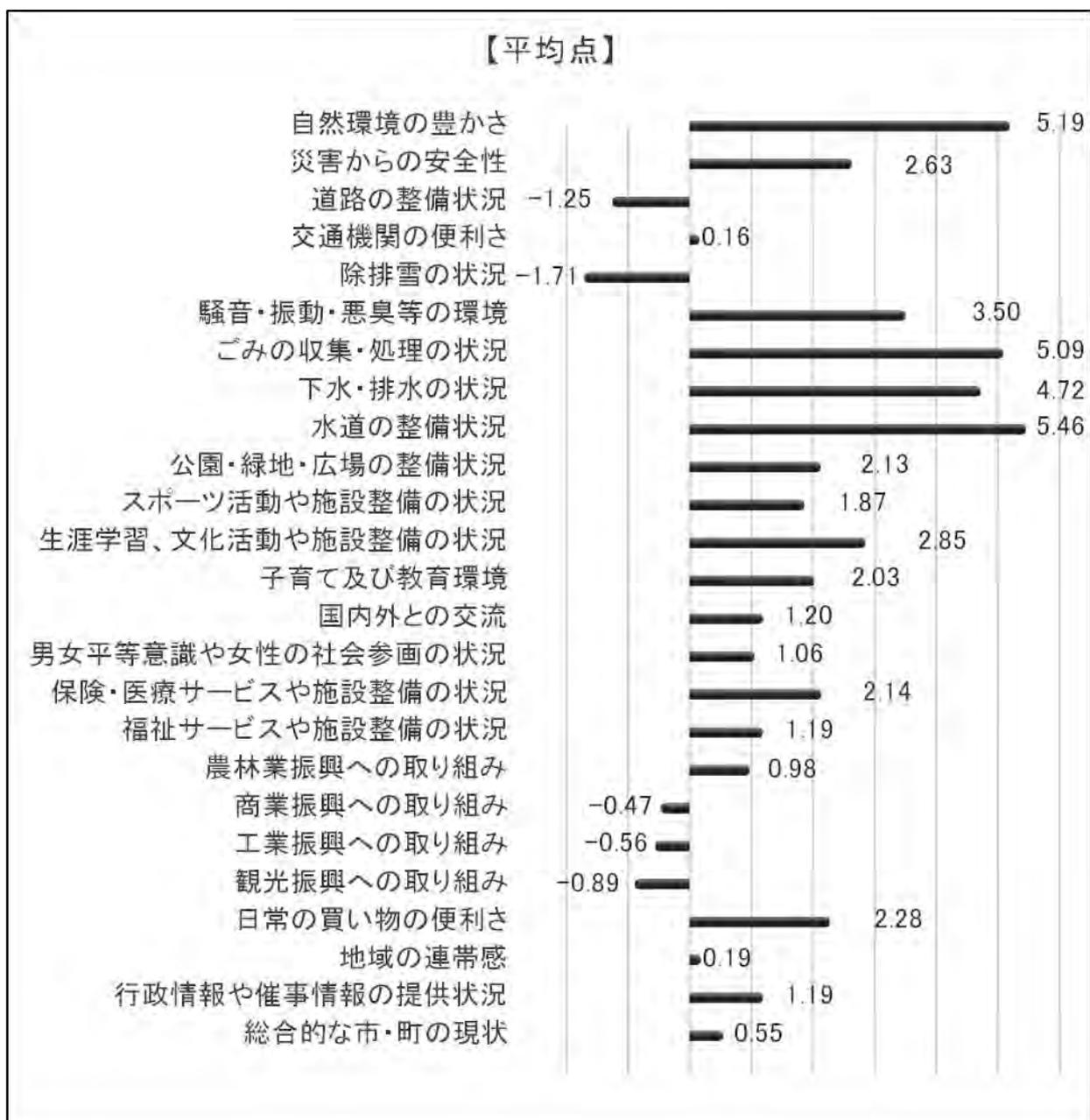
(2) 集計方法

満足10点、やや満足5点、どちらともいえない0点、やや不満-5点、不満-10点とし、項目毎に加重平均値による数量化で評価点を算出しました。

これにより評価点は10点を最高点、-10点を最低点とし、プラスの数値は満足の傾向を、マイナスの数値は不満の傾向を示しています。

(3) 集計結果

ア 市民満足度



資料編

25 項目中、「水道の整備状況」(5.46 点)が最も評価が高く、次いで「自然環境の豊かさ」(5.19 点)、「ごみの収集・処理の状況」(5.09 点)、「下水・排水の状況」(4.72 点)と続き、以下、「騒音・振動・悪臭等の環境」(3.50 点)、「生涯学習、文化活動や施設整備の状況」(2.85 点)、「災害からの安全性」(2.63 点)となっています。

一方、満足度が低い項目は、「除排雪の状況」(-1.71 点)、「道路の整備状況」(-1.25 点)、「観光振興への取り組み」(-0.89 点)、「工業振興への取り組み」(-0.56 点)、「商業振興への取り組み」(-0.47)となっています。

個別分野として設定した 24 項目のうち、プラス評価となっているものが 19 項目であるのに対し、マイナス評価となっている項目は 5 項目となっています。

また、「総合的な市の現状」についても、0.55 点でありプラス評価となりました。

イ 市民の「思い」調査

18 項目のうち、「そう思う」と「まあまあそう思う」の合計数が、「あまり思わない」と「思わない」の合計数を上回った項目は「今住んでいる地域に愛着を感じる」など 10 項目でした。

一方で、「観光」や「中心市街地活性化」に関するものなど 8 項目については、「あまり思わない」と「思わない」の合計数が「そう思う」と「まあまあそう思う」の合計数を上回る結果となりました。

項目	そう思う	まあまあ そう思う	あまり思 わない	思わない	計
1. 今住んでいる地域に愛着を感じる	231 (40.0%)	223 (38.6%)	89 (15.4%)	35 (6.1%)	578
2. 次代を担う世代が住みたいと思う環境が整備されている	34 (5.9%)	175 (30.2%)	270 (46.6%)	100 (17.3%)	579
3. 地域がお互いに支え合う関係が築かれている	49 (8.5%)	217 (37.5%)	236 (40.8%)	77 (13.3%)	579
4. 市が市政情報を市民に分かりやすく発信している	79 (13.8%)	264 (46.2%)	161 (28.2%)	67 (11.7%)	571
5. 市の行政サービスに満足している	55 (9.5%)	253 (43.9%)	185 (32.1%)	83 (14.4%)	576
6. 保健、医療の充実が図られている	111 (19.3%)	294 (51.0%)	114 (19.8%)	57 (9.9%)	576
7. 子どもが健やかに育つ環境が整備されている	68 (11.9%)	285 (49.9%)	173 (30.3%)	45 (7.9%)	571
8. 高齢者や障がい者が安心感や生きがいを持って暮らせる環境が整備されている	48 (8.3%)	211 (36.4%)	224 (38.6%)	97 (16.7%)	580
9. いざというときも安全で安心して暮らせるまちになっている	57 (9.9%)	232 (40.3%)	206 (35.8%)	81 (14.1%)	576
10. 快適で魅力ある住みやすいまちになっている	42 (7.3%)	220 (38.2%)	218 (37.8%)	96 (16.7%)	576

項目	そう思う	まあまあ	あまり思	思わない	計
		そう思う	わない		
11. 街路灯の整備など、住民による防犯活動が行われ、安心して暮らせる	55 (9.5%)	262 (45.4%)	189 (32.8%)	71 (12.3%)	577
12. 魅力ある地場産品が生産・販売されるなど、地場産業に活気がある	65 (11.3%)	206 (35.8%)	223 (38.7%)	82 (14.2%)	576
13. 観光資源に魅力があり、道内外や国外から多くの観光客が訪れている	20 (3.5%)	68 (11.9%)	295 (51.7%)	188 (32.9%)	571
14. 中心市街地の活性化が図られ、魅力と賑わいのまちとなっている	16 (2.8%)	61 (10.6%)	253 (44.1%)	244 (42.5%)	574
15. ごみの減量化やリサイクルが推進され、環境にやさしい生活ができる	73 (12.8%)	310 (54.4%)	142 (24.9%)	45 (7.9%)	570
16. 道路や交通網が整備され、公共交通機関や家用車、自転車などで快適空間が保たれている	49 (8.6%)	213 (37.2%)	206 (36.0%)	105 (18.3%)	573
17. 小学校・中学校・高校・大学など魅力ある学びの環境が整備されている	112 (19.7%)	304 (53.4%)	117 (20.6%)	36 (6.3%)	569
18. 生涯学習環境の整備や芸術文化・スポーツの振興が図られている	81 (14.3%)	275 (48.4%)	162 (28.5%)	50 (8.8%)	568

名寄市総合計画策定審議会条例

平成18年6月5日
条例第225号

(設置)

第1条 名寄市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、名寄市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて総合計画について審議し、市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員100人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内関係団体の代表者
- (3) 市内に居住する者のうちから市長が公募した者

(任期)

第4条 委員の任期は、総合計画の答申をもって満了する。（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、原則として、これを公開する。

(専門部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 専門部会の会議は、原則として、これを公開する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名寄市総合計画策定審議会条例施行規則

平成18年7月26日
規則第211号

(趣旨)

第1条 この規則は、名寄市総合計画策定審議会条例（平成18年名寄市条例第225号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)

第2条 名寄市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が審議会に諮り設置する。
- 3 専門部会は、その所掌に係る専門の事項及び審議会から付託された事項について調査審議する。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長2人を置き、部会員の互選によって定める。
- 5 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 7 部会長は、専門部会の調整審議に係る経過を審議会に報告するものとする。
- 8 専門部会の会議は、部会長が招集する。
- 9 専門部会は、部会員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 10 専門部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

(合同専門部会)

第3条 会長は、必要に応じ、2以上の専門部会をもって合同専門部会を設置することができる。

(事務局の設置)

第4条 審議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、市の機構をもって充てるものとし、事務局長は名寄庁舎担当副市長が担当する。

(事務局の組織)

第5条 事務局は、専門部会にあわせて機構を設け、所管事務に関連する各部局が、その事務を担当する。

- 2 前項の各部門に主幹及び副主幹を置く。
- 3 主幹は、主要担当部長職をもって充て、副主幹は、その他の部長職又は主要担当次長職をもって充てる。
- 4 各専門部会の会議の庶務は、主要担当部の次長又は主管課長が行う。

(所掌事務)

第6条 事務局は、審議会の運営の補助的な役割を担い、会長、部会長の指示により、会議の設営や記録、資料の提供及び構想、実施方策のまとめ等を行う。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部企画課において行う。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月26日規則第15号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

名寄市総合計画庁内策定委員会規程

平成18年7月26日

訓令第72号

(設置)

第1条 名寄市の総合計画を策定するため、庁内に名寄市総合計画庁内策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職員をもって充てる。

(1) 副市長及び教育長

(2) 名寄市事務分掌規則（平成18年名寄市規則第8号）

第2条の規定による各部、所の長及び名寄市立総合病院事務部長、名寄市立大学事務局長並びに他執行機関の部長及び事務局長

4 会長は、必要があると認めるときは、その都度臨時に委員を指名することができる。

(会長の職務)

第3条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 会長に事故があるときは、副市長又はあらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 策定委員会の会議は、会長が招集する。

(専門部会)

第5条 策定委員会の活動を補佐するため、次の専門部会を設ける。

総務部会、市民生活環境部会、保健医療福祉部会、教育文化スポーツ部会、産業経済部会、都市基盤整備部会

2 専門部会は、それぞれの専門部会の所掌事務に関連する各部局から市長が指名する職員で構成する。

3 専門部会に部会長を置き、市長が委員の中から、これを指名する。

4 部会長は、専門部会の調整審議に係る経過を策定委員会に報告するものとする。

5 専門部会員は、会長の指示により随時策定委員会に出席し、意見を述べることができる。

各専門部会の会議の庶務は、主要担当部の次長又は主管課長が行う。

(合同専門部会)

第6条 会長は、必要に応じ、2以上の専門部会をもって合同専門部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の会議の庶務は、総務部企画課において行う。

附 則

この訓令は、平成18年7月26日から施行する。

附 則（平成19年3月23日訓令第20号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。



「星・雪・きらめき 緑の里 なよろ」は、名寄市の豊かな自然環境のすばらしさやいきいきとした市民の姿を表しており、天塩川の恵みに育まれてきた農業をはじめとする産業と人と人との結びつきを大切にして支え合い、一人ひとりが輝く名寄のまちを表しています。

名寄市のシンボル 市の木・花・鳥
(平成18年7月25日制定)



市の花/オオバナノエンレイソウ

ユリ科の花で4月から5月頃に北海道の原野や広葉樹木の下にはえる多年草。凛とした1本の茎に3枚の大きな葉とよく目につく白色で気品の高い花が特徴です。開拓当時から住民に親しまれ、北海道大学の校花。また、名寄市とも親交が深いカナダ国オンタリオ州花でもあります。



市の木/シラカバ

カバノキ科の木で市内の山野に広く自生し「森の貴公子」ともいわれ美しい林をつくっています。明るい場所を好み、成長が早いため、山火事や伐採など何らかの理由で森林が消滅した場合、そのあとに真っ先に生える樹木の一つです。樹液は人工甘味料キシリトールの原料になり、最近採集した樹液をそのまま利用することがブームになっています。



市の鳥/アカゲラ

キツキ科の留鳥で、夏期は、主に山地に棲み、冬期には、エサを求めて市街地に現れ、白、黒、赤の美しい配色で、人なつっこい姿を庭先で見ることができます。人家付近の樹木に穴を開け巣を作ることも多く、古損木や樹皮に寄生する虫を食べるため、その強い口ばしで木を叩く音は「森のドラマー」のニックネームもあります。